

## 農地法3条許可申請書の提出要領

1	申請目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の権利移動（耕作目的）</li> </ul>
2	資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の全てを効率的に利用すること</li> <li>・ 必要な農作業に常時従事すること</li> <li>・ 周辺の農地利用に支障がないこと</li> </ul>
3	必要書類 (2部)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地法第3条許可申請書</li> <li>・ 案内図（譲受人の経営住所地から申請地までの位置関係を示す地図）</li> <li>・ 位置図（申請地及び現に耕作している農地の位置図）</li> <li>・ 土地登記簿全部事項証明書（法務局が3ヶ月以内に発行した証明書の原本を正本に添付。副本にはコピー添付）</li> <li>・ 地番表示図（公図の写し（法務局または市役所税務課発行のもの）等）</li> <li>・ 営農計画書</li> <li>・ 農地基本台帳の写し（譲受人が市外で営農している場合）</li> <li>・ 農業大学校等農業に関する研修を終了したことを証明する書類の写し（新規就農者の場合）</li> </ul>
4	提出期限	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>令和5年4月から、毎月6日締切（休日の場合は翌営業日）</b></li> </ul>
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小作地の場合は、申請日の6ヶ月前の日以降に小作人の同意による小作契約の解約がされていること</li> <li>・ 譲受人は、原則として1人。ただし、同一世帯の夫婦、親子（農業後継者）のみ認める</li> <li>・ 押印は任意ですが、押印と捨印がない場合、誤字脱字等の訂正ができませんので注意すること</li> <li>・ 所有者の住所が登記簿上の住所と異なる場合、その経緯がわかる住民票、戸籍付票、町名設定証明等を添付のこと</li> </ul>
6	問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 瀬戸市農業委員会事務局（瀬戸市役所 地域振興部 産業政策課 農林係） 電話 0561－88－2654</li> </ul>